

とんだばやし



かかし

5月号(No. 149)

発行

富田林市農業委員会

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000(代表)

[季刊1. 5. 9月]



農業公園サーバーファーム (本年4月の様子)

もくじ

- ▶ 営農計画書の提出 2
- ▶ 違反転用について 4
- ▶ 生産緑地地区の指定受付について 4
- ▶ 事務局の人事異動 4
- ▶ 遊休農地の管理について 4

今年度の「水稲生産実施計画兼経営所得安定対策等の交付金に係る営農計画書(兼確認野帳) 兼水稲共済加入申込書兼変更申出書」の提出は5月9日までです。

営農計画書の提出はお済みですか

水田活用の直接支払交付金

・対象者
経営所得安定対策に加入し、水田で出荷・販売を目的として対象作物を生産する農業者の方

経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策を実施しています。

また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

以下対象となる主な交付金の内容となります。

・交付申請書の提出期限

令和4年6月13日(月)
午後5時30分まで

- ★証拠書類等の名義が異なると交付されません。
- ★大阪エコ農産物・なにわの伝統野菜については、当該作物が府(市)の認証を受けていることが必要です。
- ★野菜・果樹・花き等の作物は、販売伝票等の書類の提出が必要です。
- ★担い手加算を受けるためには10月1日現在で認定を受けている必要があります。
- ★規模拡大加算については、営農計画書に拡大(見込含む)する筆を記載し、10a以上拡大することが条件です(複数筆合筆可)。
- ★主食用米を作付けしている水田の裏作には、麦・大豆等の戦略作物を除き交付されません(水稲の裏作野菜は不可)。

水田活用の直接支払交付金 産地交付金の概要について

	対象作物	要件等	交付単価 (10aあたり)
①	産地消費作物	令和4年度中に、出荷・販売していること(戦略作物※1・なにわの伝統野菜、たけのこ・そば・②の対象作物を除く)	8,000円
②	なにわの伝統野菜	府が定めるなにわの伝統野菜認証を受けた作物に助成(19品目)	18,000円
	大阪エコ農産物	府が定める大阪エコ農産物認証を受けた作物に助成(78品目)	
	地域振興作物	地域水田フル活用ビジョンにおいて地域の振興作物に定められた品目(5品目以内)に助成(拡大要件の設定はしない)	
③	担い手の育成	10月1日現在で認定されている認定農業者等※3が作付けする①②または⑥の作物に加算(別途要件があります)	10,000円

④	人・農地プランの実質化の推進	実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体に加算 ③に加算	10,000円
⑤	規模拡大加算	当年1月から12月末に利用権の設定(機構事業を含む)又は販売権付農作業委託契約等を締結し、③の担い手が規模拡大した筆に加算	12,000円
⑥	エコ大豆・エコ新規需要米等加算 ※2	戦略作物の助成を受けたエコ大豆及びエコ新規重要米(米粉用米・WCS・飼料用米等)、エコ加工用米に加算	13,000円
⑦	施設園芸加算	高収益作物の収量・品質の安定及び収益力向上につながる施設栽培をする②の作物に加算	10,000円
⑧	国際水準 GAP の推進	12月1日現在で有効期間中の国際水準GAP(JGAP, ASIAGAP, GLOBAL G. A. P.)を取得している者が作付するGAP対象①②に加算	20,000円

※1 戦略作物：麦、大豆、飼料作物、新規需要米、加工用米

※2 新規需要米・加工用米に取り組む場合は国の認定を受ける必要があります。

※3 認定農業者(国版・大阪版)、認定新規就農者及び集落営農組織

※申請状況等によっては、交付単価が変動する可能性があります。

●お問い合わせ先
農とみどり推進課
(内線445)

●補助金等の交付をよそおった「振り込め詐欺」にご注意ください

近年の社会情勢において、「振り込め詐欺」や「個人情報報の詐取」等悪質な犯罪が多発していることから、補助金等の交付をよそおい、受給予定者の情報等をだまし取るといった犯罪行為の発生が

懸念されます。

こうした被害に遭われないうち、次の①②に注意くださいますようお願いいたします。

①農林水産省、地方農政局等、都道府県、市町村、農協、関係機関などがATM(農協、銀行などの現金自動預払機)の操作をお願いすることや皆さまの自宅に伺い、通帳や印鑑、クレジットカード等の提示をお願いすることは絶対ありません。

②交付金の支払いのため、皆さまへ手数料等を請求することは絶対ありません。

・対応例

右記①②のように、農林水産省職員等を名乗る者から電話があり、不審な点がありましたら、相手の所属・氏名・電話番号をご確認の上、市役所まで連絡し、確認するなど対応してください。

全国農業新聞

見やすく！分かりやすく！充実した農業・農村の情報を届けます

◆発行日／毎週金曜日

◆購読料／月額700円(税・送料込)

◆申込先／農業委員会事務局

日本農業新聞

儲かる、役立つ、面白い！実利実益につながる情報を届けます

◆発行日／毎日発行(新聞休刊日を除く)

◆購読料／月額2,623円(税込)

◆申込先／日本農業新聞(0120-101630)

生産緑地地区の 指定受付について

本市では、市街化区域内の農地等の緑地機能に着目し、良好な都市環境の形成を図ることを目的に、平成4年度より生産緑地地区を指定しています。

平成30年12月に面積要件を300㎡に引き下げる条例を制定し、今まで指定することができなかった小規模な農地についても指定可能となったことから今年度も、新たに同地区の指定を受け付けます。

●受付期間

令和4年5月6日(金)～
令和4年6月30日(木)

●受付場所

都市計画課 政策係
(市役所4階)

※指定に際しては、要件があります。また、指定することになった場合には、土地の登記事項証明書などの

書類が必要です。

なお、相談の際には、土地の位置、地番、面積などを事前にご確認ください。

●お問い合わせ先

都市計画課 政策係
(内線453、451)

農業者年金

- ・20歳以上60歳未満
- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業従事
なら誰でも加入できます



しっかり積み立て、安心で豊かな老後を

6つのポイント

- ①いつでも脱退・加入できる
- ②保険料をいつでも変更できる
- ③積立方式だから払った分を受け取れる
- ④全額社会保険料控除の対象で節税効果大
- ⑤80歳前に亡くなっても、遺族に死亡一時金
- ⑥認定農業者などの担い手には、保険料の補助

遊休農地の管理について

毎年、4月頃から夏にかけて、遊休農地・耕作放棄地などで雑草が繁茂しやすくなります。これでは害虫や災害の発生など、周辺の生活環境を保持するうえで好ましい状態ではありません。

市農業委員会では、遊休農地(耕作放棄地)や農地の違反転用の実態を把握するために、毎年5月から8月にかけて市内のすべての農地を対象に農地利用状況調査(農地パトロール)を実施しています。

市農業実行組合の協力もいただき、三役、地域の農業委員又は農地利用最適化推進委員と事務局で、市内を6ブロックに分け、遊休農地(耕作放棄地)の調査を実施しています。

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしま

ます。

遊休農地(耕作放棄地)は、農地集積に支障をきたすだけでなく、周辺の病害虫の発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど、地域農業振興に悪影響を及ぼします。

また、ごみの不法投棄や火災発生の原因になるなど、生活環境への悪影響も考えられますので、適正な管理をお願いします。

相続税等の納税猶予の適用を受けている場合には、遊休農地となった時点で納税猶予が取り消しとなり、納税猶予額に利子を合わせて支払わなければなりません。高齢で耕作できない、担い手がない場合などは、農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局、または市農とみどり推進課にご相談ください。

なくそう 違反転用

農地を農地以外のものにする場合には、農地法第4条または第5条の規定による申請が必要です。農地転用の申請をしないで無断転用した場合は、農地法に違反することになります。

人事異動

職員人事異動が、4月1日付けで発令され、農業委員会局職員の人事異動がありました。

【新任】

選挙管理・監査・公平・固定資産評価審査・農業委員会事務局長(総務部付部長)

松本 徹

(前健康推進部次長兼

高齢介護課長)

【退任】

事務局長 山下 治

(定年退職)